

# 令和7年度 学校経営方針

荒川区立第三中学校長  
下斗米 八穂

## 1 学校教育目標

人間尊重の精神に基づき、  
校訓「人間としてかがやく」をめざし、  
知性と感性に富み、  
健やかでたくましく生きる 生徒を育成する。

### めざす生徒像

- 学ぶことに興味・関心を抱く生徒
- 人前で自分を語る表現力・発信力を身に付けた生徒
- 生徒会の一員として、委員・係・当番としての責任を果たす生徒

## 2 学校経営目標と方向性

「社会を構成する一員」としての自覚をもたせるため、学級・学年・学校等の各組織の中で生徒主体の積極的な自治活動を通して社会的自立を促し、教科等の中で本校がこれまで培ってきた対話的な学び・生徒同士の学びあいの授業を展開するなど、質の高い教育を提供することにより、社会人としてふさわしい資質・能力の基盤を育成する。

- (1) 教員は生徒を指導するに当たって「社会を構成する一員」という用語を、文字で示したり言葉で伝えたりすることにより、生徒も「社会を構成する一員」という用語を使用するようになることを目指す。
- (2) 教科等を中心に全ての教育活動を通して以下の力を身に付けさせる。なお、「社会」については、「学級」「学年」「学校」等の生徒一人一人が所属する各組織に読み替える。

- ① 多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができる力  
他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力
- ② 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会の中で役立つことを考えつつ、自己の可能性を肯定的に受け止め、主体的に行動する力  
自らの思考や感情を律してすすんで学ぼうとする力
- ③ 活動をする上での様々な課題を発見・分析し、必要・有益・正確な情報を見極め、適切な解決手段を考え、自分の活動を見直すことができる力
- ④ 「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて、多様な生き方に関する価値を理解し、自ら主体的に判断して人格を形成していく力

- (3) 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発達や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図るために、「特別の教科 道徳」の指導を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めさせる。
- (4) 地域の力により企画・運営される地域行事にボランティアとして積極的に参画し、地域力を目の当たりに見るとともに地域への愛着を深め、地域の一員としての自覚を高める。
- (5) 特別支援学級との交流及び共同学習を推進するとともに、障がいや特性を一つの個性と捉え理解しようとし、多様な人々と望ましい人間関係を構築する力や、共に課題を解決していこうとする姿勢を身に付けさせる。

### 3 具体的方策

#### (1) 学校経営

① 「一人一人の生徒を大事にする」を根底とし、

いじめ問題の被害生徒・加害生徒、  
認知の偏りのある生徒  
障がいのある生徒、  
食物アレルギーのある生徒、  
登校が困難な生徒、  
要保護児童等

に関し適切な対応をとるために、

学校いじめ防止対策校内委員会・特別支援教育校内委員会・不登校対策校内委員会・食物アレルギー対策校内委員会等、各組織がこれまで以上に機能するよう、主任等の教員が中心となり全教員が自分事として考える体制を整える。

② 「小中一貫教育実践校」として、クリーニングプロジェクト、合唱交流、あいさつ推進日等を実施し、小学校との滑らかな接続を構築するとともに、地域・保護者から見える活動を実践することで、汐入地区を構成する一員としての自覚を高めていく。また、家庭科における保育体験を汐入こども園で実施したりするなど、年長者が果たすべき責任について理解を深める。

③ 職場訪問・勤労留学等、自分の将来の生き方を考える体験的学習を実施する際には、「特別の教科 道徳」の内容項目「勤労」との関連を図りながら指導していくことにより、人間としての生き方を深く考える機会とする。

また、「してもらう側」から「する側」「してあげる側」へのキャリア発達を促すため、ボランティア活動・汐入地区総合防災訓練・「自分で作る”弁当の日”」の視聴等を通して取り組んでいく。

④ 生徒用タブレットに導入されているスタディサプリについては国語・社会・数学・理科・英語の5教科の授業で、必ず1回は授業で活用することにより、生徒の活用意欲を高める。

また、プリント教材が使用できる仕様となっているので、教員は積極的に活用することにより事務負担の軽減を図る。

- ⑤ 学校公開、校内の写真展示、学校ホームページの更新、スクリーンによる情報配信や学校からの各種たよりの発行により、生徒の活動や保護者通知等を積極的に発信し、地域・保護者からの教育活動の「見える化」を図っていく。

## (2) **学習指導**

- ① 生徒にとって「何を理解しているか」「何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」について自己分析ができる授業を展開する。
- ② 「2 (1) ①～④」の力を身に付けさせるために、また上記「①」のためにも、他者と「対話する」、さらに「討議・議論する」授業を全ての教員が実践する。
- ③ 生徒の学習活動は評価材料にするかどうかにかかわらず、評価して記録を残すとともに、生徒に達成感をもたせたり、具体的な課題意識をもたせたりするなどして次の指導に生かしていく。
- ④ 「特別の教科 道徳」では、教材に応じて内容項目を適切に設定して、道徳的諸価値の何について考えさせるのかを明らかにした上で、「考える道徳」「議論する道徳」の実現を目指すとともに、今年度の「個の特性に応じた特別な配慮 ～道徳科の授業を通して～」を継続し、小中一貫教育実践校としての研修を進める。

また、令和8年度には研究発表会を迎えるが、生徒の重大な個人情報も多く含んだ内容なのでどのような発表にするか、研究主任を中心に今年度当初から検討する。場合によっては研究報告会と格下げして、一般論だけを発表して後は講演にすることも考えられる。

- ⑤ 芸術については鑑賞と表現が表裏一体であることを踏まえるとともに、生徒個人によって技能等の差があることから、指導に当たっては「なぜ芸術が生活を豊かにするのか」を理解させ、自分なりの芸術の楽しみ方を見つけ出させる。

また、過去に流行した芸術について、その当時の歴史的・社会的背景と関連づけながら指導するとともに、同年代に日本で流行した芸術との比較についても関心をもたせるような指導をする。

- ⑥ 保健体育については男女共習の授業であることを踏まえ、体育分野では性差による体力差も考慮に入れつつ一人一人にとって適度な運動量が確保されるように配慮するとともに、保健分野については、特に「心身の機能の発達」を取り扱う際には、異性尊重の精神を前提とした指導も導入しながら行う。
- ⑦ 技術・家庭の家庭分野については、消費者の基本的な権利と責任に関する学習を通して、自立した消費者として責任ある行動がとれるよう、「社会を構成する一員」としての自覚をもたせる。
- ⑧ 外国語（英語）では、東京都でもスピーキングテストが本格実施になっていることから4技能5領域のうちの2領域「やりとり」「発表」については特に力を入れて指導していく。

- ⑨ 静寂な朝読書の時間による1日の始まりを徹底するとともに、「創造性・想像性を高める」「教養を高める」「論理的文章構成に好感をもつ」「メタ認知能力を高める」ために、読書活動を推進する。特に、学校司書の専門性を活用して、積極的に学校図書館を活用する。
- ⑩ 専門家・先人の知識や考えの宝庫である学校図書館の中で、情報を活用しながら学習を進めること、またネットから収集した情報の正確性・有効性・有益性を見極めた上での活用など、自分の課題解決のためにあらゆる情報を活用する学習を推進する。
- なお、このような探究的学習活動をする際は、収集した情報を基に、生徒が自分の考えをまとめ、文字言語・音声言語、あるいはプレゼンテーションソフトなどによりアウトプットする学習を取り入れるとともに、一方的なアウトプットにとどまらず双方向の対話や議論に発展するよう授業展開を工夫する。
- ⑪ 漢字検定・数学検定・英語検定等の各種検定の受検の機会を通して、学習意欲の向上のみならず、課題を設定して、そのために計画を立てて実現方法を考え、行動変容させる態度を育成し、結果として自己肯定感を高める。
- ⑫ 特別支援学級の教育課程並びに担当教員と連携し、学年行事や学級行事などの日程を調整し、特別支援学級の生徒の学年ごとの共同学習や特別支援学校の生徒の交流学級における直接的交流をより一層推進する。

### (3) 生活・進路指導

- ① 「あいさつ」は人間関係を円滑にすることや、声を出すことにより対人コミュニケーションを実現させる出発点となることから「全ての基本」と言われている。よって、あいさつ運動を一層発展させ、地域行事などで生徒が実践できるようにする。
- ② **いじめの未然防止**を図ることはもちろんのこと、早期発見に努める。特に、特徴的な言動をしてしまう生徒は周囲の生徒から理解されにくいことが多いことから、早めに当該の保護者との面談を通して、周囲の生徒への理解を促す方法について相談する。また、いじめに発展する可能性を教員が察知したときは、すでにいじめに進展している場合が多いことも念頭において、速やかに学校いじめ防止対策校内委員会に報告し対応をする。その際、今起きているいじめ行為とその前段階にあった原因は分けて考え、まずは、いじめ行為の具体の解明とそれが許されないこと、そしてその原因となっていたことが起きないようにするための手立ての順で考えるようにし、その考え方の順序が重要であることを、いじめをしてしまった保護者も理解できるよう説明する。

また、いじめられた生徒の保護者の感情に寄り添うのは当然だが、いじめをしてしまった保護者の心の中にそれを認知したくないという心情がわいてくることを踏まえたうえで、「誰もが被害者にも加害者にもなり得ること」「大切なことはその経験を苦い経験として生徒本人が受け止めてリスタートすることにより、生徒はより一層人格が形成されえていくこと」を伝えていく。

さらに、いじめの未然防止のための一環として、生徒会で仮称「いじめ撲滅運動」を展開し、

いじめ行為をしにくい雰囲気を作りあげるとともに、いじめ行為への同調者や傍観者をなくし、「教員へ報告する」という行動が当然の行為としてできるようにしていく。

- ③ **学校に登校できない生徒** 本人及び生徒を取り巻く要因は複雑であり、保護者の思いも不安や憤りで困惑している場合が多い。毎日もしくは頻繁な電話連絡やスクリーンを活用した情報交換、タブレットによる授業配信やサポートルームの設置により保護者・本人を気遣い悩みを緩和していく取組みは一定の評価を受けている。一方で、直接話すことのできない生徒もいる状況もあり、その場合は、Google Classroom を活用した会話や Google Meet によるオンライン面談ができる体制を積極的につくっていく。

また、「登校支援シート」を活用し当該生徒の状況を把握し、SSWとも連携し、適切な関係機関につなげることも検討していく。

- ④ **認知の偏りや障がいのある生徒** については、そのことに伴って当該の生徒が学校生活上、「何に困っているか」という視点に立ってスクールカウンセラー・発達心理士とともに観察・分析する。そして、特別支援教育校内委員会で情報を共有するとともに、特別支援教育コーディネーターとともに保護者との面談を実施する。その際、まず、当該生徒が困り感をもっていることについて説明し、当該生徒に対する願いをまず共有することが重要であり、個別指導計画等の支援計画の作成はそこから始まる。

なお、特別な教育課程により特別支援教室に通室する生徒については、他の生徒が当該生徒の通室の状況を察知することも予想され、他の生徒の中で当該生徒に対する誤解が生じている場合は、当該の生徒の保護者に対して他の生徒への正しい理解を求める説明をする方法もあることを提示し、保護者が同意した場合は、事前に説明原稿を作成し、当該生徒の保護者に確認をとったうえで他の生徒へ説明をし、当該生徒が不利益を受けないような配慮をする。

- ⑤ 中学生という発達段階では様々な困難・ストレスへの対処方法は十分に身に付いていない。また、学校・家庭生活の中で悩み事を抱えている場合もある。それを自分にとって当たり前だとか自分が受け入れるしかないと思わせるのではなく、「そのようなことを教員やスクールカウンセラーに相談してSOSのサインを出すのが中学生だ」ということを安全指導の一環として指導していく。また、SOSのサインを「いつ」「どのように」「誰に」出したら良いのか分からない生徒もいることから、SOSの出し方についても、個別に丁寧に指導していく。

- ⑥ ヤングケアラーが疑われる生徒は少なからず在籍している。そのような生徒の場合家庭環境が要因の場合が多い。そこで、令和6年度の、SSWが関係機関を保護者に紹介したり関係者会議に参加したりするなどして、課題の解決に向けて尽力した実績を継続するために、学級担任・学年教員を中心とした各教員が有する情報はSSWと共有し、ヤングケアラーの解消を図っていく。

また、当該生徒は心理的に不安定な状況に陥っていることもあることから、学校内ではSCと連携して心理的な安定を目指して取り組んでいく。

- ⑦ 生徒指導は生徒が問題を起こしたときだけに行う指導だけではない。日常的に「一人一人の生徒を大事する」を根底とし、主に学級担任・学年教員が核となり教員が生徒理解に努め、一人

一人の生徒とのコミュニケーションを図っておかなければならない。そして、生徒が問題行動を起こしてしまったときは、社会的に許されないことについては毅然とした態度でそのことを説明し納得させる。また、保護者との連絡も図り、指導後も保護者の協力を得るため、あるいは保護者に安心感をもってもらうため、その後も課題となっている様子や改善されている側面などを一定期間連絡する。なお、重大性や緊急性は、教員個人で判断しないために、また教員が一人で抱え込まないためにも、「報告・連絡・相談」そして「記録」を徹底する。

そして、緊急時・重大事には、早急な対応がとれるよう生活指導部の方針に基づき学校全体の体制で対応する。

- ⑧ 9月1日、防災の日は保護者引渡し訓練を実施する。その際、汐入こども園・汐入小学校・汐入東小学校も計画している場合には、時間を調整して合同で実施する。合同実施により、保護者に災害時において姉妹・兄弟を含めて我が子の安全を確保することの困難さを感じてもらうとともに、災害に備えることに対する関心を高めてもらう。

また、防災部を中心としてボランティアの参加を促し、汐入町会と三中合同の防災訓練に積極的に参加させ、地域の一員という立場で防災教育を推し進め、自助・共助の精神を高める。

- ⑨ 「職場訪問」「勤労留学」等を通して、職業人の社会性や専門性に触れることにより、勤労観・職業観を養う。
- ⑩ 第3学年では、進路希望調査・三者面談を通して分かっている範囲内の適切な進路情報を提供し、生徒本人及び保護者との協議の中で意思決定ができるように促していく。特に、資料だけであったり、第三者からの助言だけで判断したりするのではなく、実際に訪問して情報を収集し、他と比較検討するなど、情動的に判断するのではなく、分析的に判断できるよう指導する。なお、中学生にとっての進路決定は、大人が想像するより本人にとっては重大に感じており、日常的な行動にそれが表れていなくても、「これで人生が決まる」と思い詰めるほどストレスを抱えている場合も少なくないことに十分留意する。

#### (4) 特別活動・その他

- ① 中学生としての自立を目指し、自分自身の健康管理ができるよう「健康の保持・増進」に関する正しい知識を与え実践させる。また、保健の授業で指導することは当然のことであるが、生徒会活動により「自分の健康は自分で管理する」という風土を校内に広めていく活動も推進する。
- ② 学級担任・学年教員は「一人一人の生徒を大事にする」を根底とし、一人一人の生徒にとって居場所のある学級・学年かどうかを常に振り返り、生徒が自分の存在意義を感じ、1日の終わりには充実感をもてる学級・学年経営をする。
- ③ 本校の大きな特色である活発な自治活動を、委員会活動や学校行事を通して、次の学年に確実に引き継がせていく。その際、重要になるのが、前期の3学年の活動、後期の2学年の活動であり、生徒会本部・委員会・学校行事の担当教員が、同じ目的意識をもって教育活動全般で推進していく。また、JRC（青少年赤十字）活動の活性化によりボランティア活動を積極的に推進し、公共心や奉仕の精神を育成する。

- ④ 給食指導に当たっては、たくさんの食数を調理するからこそ、一家庭では調理しにくい豊富な食材を使用した料理を食べられること、調理するに当たっては地産地消を考慮に入れていること、一週間・一月等の期間を通して栄養のバランスがとれていること、行事食や地域の食文化にも触れられること、さらには区民の納税により食べることができることなどについて生徒に認識させるとともに、だからこそあらゆる人々に感謝しなければならないことを理解させる。そのうえで、すべての学級で食品ロスを減らす努力をするとともに、保健委員会は残菜率の傾向を分析して、必要に応じて残菜を減らす取組を実施する。

なお、中学生という発達段階として「食物アレルギー」については理解していることとは思うが、年度当初に、食物アレルギーのある生徒が不利益を被らないよう、「アレルギー、そして食物アレルギーとは何か」について十分説明するとともに、食事をするときには食物アレルギーのある生徒を気にかけてあげる学級を構築するようにする。

- ⑤ 部活動においては、部活動ガイドラインを厳守するとともに、練習の科学的裏付けを選手・部員に説明し「なぜその練習が必要なのか」を合理的に理解させること、顧問と選手・部員とのコミュニケーションを十分にとること、心身両面で負担のかかるリーダーに対する助言や支援を心がけること、異学年間・同学年内での人間関係を観察し人間関係のトラブルを早期に発見することに十分留意する。また、「信頼関係があるから少しくらい叩いても」という認識違いは教員同士の中で決して許さない風土を作る。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる感染症法上、5月8日に2類から5類に分類されることが予定されていることに伴い、4月当初から段階的にコロナ禍前の学校生活に近づけていく。特に、給食時間のルールの変化については生徒たちにとって「何が変わったか」が目の当たりにする場面であり、荒川区教育委員会からの通知を待ちながらも、先手を打って対策を考えておく必要がある。

ただし、新型コロナウイルス感染症は季節を選ばず流行することから、同感染症により人々が改めて学んだ、基本的な感染防止対策については生徒たちに科学的に理解させるとともに、接触感染・飛沫感染・エアロゾル感染を防ぐための手洗いや換気などについては継続して徹底していく。

#### 4 その他

- (1) 生徒のけが・体調不良に関しては、養護教諭と連携を図りながら迅速な対応をとる。保護者への連絡は当然のこと、判断に悩む場合は躊躇せず救急対応を要請する。
- (2) 私費会計の取扱いについては、保護者を交えた私費会計検討委員会を実施するなどして公明・公正を図る。
- (3) 校内サービス事故防止研修により、常に一人一人の教員が自分のサービスについて振り返るとともに、ヒヤリ・ハットの段階でその事案を教員全体で共有する。
- (4) 令和7年度に生徒用タブレットが更改されることに伴う、校内外における研修には積極的に参加するとともに、校内OJTの推進と校務用タブレット・生徒用タブレットにかかわる業務の多

くを進路指導部が担っていく。

- (5) 本校の時間外業務時間は、下表の通りこの5年間で改善傾向にあることは明らかである。しかし、これはあくまでも平均時間であり未だに月によって100時間を超える教員が数人いる実態がある。また、「荒川区立小・中学校における働き方改革プラン」の目標「1週間あたりの在校等時間が60時間以上の教員ゼロ」、また労働基準法で定められている、一月の時間外労働時間100時間未満、複数月平均でも80時間以内、年間720時間以内、45時間を超える月は年間で六月までという上限規制に十分な状況とは言えない。

年度別・月別 時間外業務時間の全教員の平均

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
R 2	23.2	17.1	81.1	90.3	46.2	81.5	89.2	78.7	82.7	57.3	64.2	74.1	65.5
R 3	85.8	81.8	79.9	80.7	11.1	67.7	77.2	70.9	62.5	55.8	38.0	65.0	63.3
R 4	76.5	75.8	76.0	56.1	9.2	61.8	63.0	62.5	55.8	51.1	50.0	45.3	57.1
R 5	67.8	64.1	59.4	51.9	8.1	47.2	58.2	54.3	43.1	44.8	38.9	49.8	49.0
R 6	66.3	61.6	50.5	53.5	8.6	43.0	53.7	62.4	44.4	44.3	46.3	45.8	48.4

そもそも、教育活動とはいずれを取り上げても教育的効果があることは当然のことであるが、だからといって何もかも実施していくと教員の業務量の許容範囲を超えてしまう。逆に、教育的効果があることは認識しているが、特定の教育活動効率化を図ることにより、教員にゆとりができるとともに、子どもと向き合う時間が増加し、子ども同士のトラブルの未然防止や、子どもが一人で抱えている悩みの解消などにもつながるといえる教育的効果も期待できる。

そこで、行事の効率化を図り、宿泊行事を除く運動会・輝汐祭等の全日の学校行事は、終了後の学級活動・片付け等も視野に入れて、遅くとも15時～15時30分には閉会にする計画を立案する。

また、移動教室の3日目は学校到着後の解散式を実施することも考え、15時には帰校できる計画を立てる。

さらに、校務支援システムの回覧板機能などを有効に活用し、今までの概念を捨て、紙で配付して口頭で説明する機会を大幅に縮減することにより、運営委員会や職員会議の回数を減らすことを真剣に検討していく。